

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) 令和 8 年度導入国民健康保険用機器等賃貸借

2. 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで (6 0 か月)

3. 納入期限

令和 8 年 1 2 月 2 8 日

4. 担当部課

予算執行課：市川市 保健部 国保年金課

業務担当課：市川市 保健部 国保年金課

5. 賃貸借物件

国民健康保険のシステムに必要なハードウェア及びソフトウェア一式

詳細は、別紙 1 「賃貸借物件一覧」のとおり。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市 (以下「賃借人」という。) が
借り受け、賃料を支払うものである。)

6. 納入場所

設定委託受託事業者の作業場所

(千葉県内の想定であり、詳細は契約後に受注者へ提示する。)

7. 設置場所

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市役所 国保年金課

市川市末広 1 丁目 1 番 3 1 号 行徳支所 福祉課

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部課 業務担当課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納品物件一覧表

N o	納品物件	期 限
1	体制表（納入後の連絡先を含む）	契約日から 7 日以内
2	納入予定機器一覧（型名明記）	
3	情報セキュリティ対策チェックリスト	契約日から 7 日以内及び 各年度の 4 月 7 日まで
4	賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可） ※ 1	納入期限まで
5	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	
6	ソフトウェアの使用許諾証書 （公共機関向けライセンスの場合は賃借人名義 のもの。それ以外は写しでも可。）	
7	納入物件一覧 ※ 2	
8	MAC アドレスリスト ※ 3	賃貸借開始日まで
9	延長保証サービスパッケージの登録完了が確認 できる書類（写しでも可）	

※ 1 付属のメディア、マニュアル等については、本体に同梱とされていない場合は、
2 部のみを納品することも可とする。

※ 2 納入物件一覧には、納入機器の型番、製造番号を対照にした一覧を Excel また
は CSV 形式で納品すること。

※ 3 C S V 形式等で媒体に記録されたもの。

9. 賃貸借物件の納入

（１）賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6. 納入場所」に示す場所に、指定した
数量を納入すること。

（２）パソコンは、OS、Microsoft Office がインストールされた状態で、納入時にお
ける最新のパッチを適用した状態で納入すること。なお、インストール時の初期
設定等において Web 認証が必要な場合は、パソコン納入後の Web 認証を必要と
しない状態で納入すること。

（３）賃貸人は、設置前に機器の MAC アドレスを賃借人に提示すること。

（４）賃貸人は、賃借人が指定する場所に機器を設置し、以下の作業を行うこと。

- ①AC アダプタ、マウス、セキュリティワイヤー等の付属品の取り付け。
- ②本体、AC アダプタ、マウス等に対し、賃借人が指定する管理ラベルの貼付。

1 0 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
- (2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち会いのもとで行うこととする。
- (3) 賃借人が希望する場合、月単位で再リース契約を締結すること。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

1 1 秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 2 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記 2 「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3 契約不適合責任

賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

1 4 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支

払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(3) 再リース契約を締結する場合、本契約と同様に賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

1.5 賃貸借物件の保守

別紙1「賃貸借物件一覧」にて保守の指定がある物件については、メーカー等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守を基本とする。なお、当該保守を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、その場合は「8 納品物件」に従って提出する体制表に、当該事業者を明示すること。

ただし、「1.3 契約不適合責任」で規定した内容が優先するものとする。

なお、保守作業の実施に際して、情報記憶媒体の交換が生じた場合には、交換した情報記憶媒体は、賃貸人の責務で、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証として、データ消去証明書を速やかに賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

1.6 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

1.7 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

1.8 環境への配慮

納入するハードウェア等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において本市の了承を得ること。

1.9 その他

- (1) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とは協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とは協力して解決すること。
- (4) 賃貸借物件のサーバ及びクライアントパソコンに対して、賃借人が別途用意するソ

フトウェアをインストールすることがある。

- (5) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。

賃貸借物件一覧

下記の基本調達仕様を満たす機器を納入すること。
ただし、相当仕様品もしくは上位仕様品を納入しても良いものとする。

1. 国民健康保険用端末

項	品 名	仕 様	数 量
1	PC	形状	7
		ノートブック型 PC であること。ただし、契約後 60 ヶ月間は、修理用部品の供給を保障できるものであること。	
		本体	
		CPU はインテル®Core™i5-120U 以上とする。	
		主記憶	
		DDR4 または DDR5 SDRAM8GB 以上を内蔵すること。	
		OS	
		Windows 11 Professional (64bit) 正規版とする。	
		表示装置	
		TFT カラー15.6 型以上、解像度（1920×1080）以上、表示色 1,677 万色以上とし、ワイド画面でも可とする。 外部出力用に HDMI 端子を備えていること。	
		内蔵 I/F	
		LAN (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) を備えていること。USB3.0 以上を併せて 3 ポート以上備えていること。	
		入力装置	
		日本語キーボード（JIS 配列準拠 テンキー付き）を装備していること。 光学式(USB)マウスを添付すること。	
		光学ディスク装置	
		DVD-ROM ドライブを内蔵すること。	
		AC アダプタ	
		標準添付すること。	
		ストレージ	
		暗号化機能付フラッシュメモリディスク 256GB 以上の装置とし、PC に内蔵すること。	

2	その他	・リカバリーデータディスク+ドライバーズディスク+PowerDVD ディスクを1式用意すること。 ・盗難防止のため、セキュリティワイヤ（金属製で長さ 2.0m 以上、太さ 4.6mm 以上）、ダイヤルキー（ダイヤルロック式 3 桁(1000 通り))、ロックパーツを備えること。 ・覗き見防止フィルターを備えること。	7
3	保守パック	機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守契約を基本とするが、保守業務を技術作業担当の事業者へ委託することも可とする。 【保守条件】5 年間（賃貸借期間と同様とする）の出張修理（翌営業日以降訪問修理）による保守とする。 【修理受付】月曜日～金曜日（祝日及び 12/29～1/3 は除く） 9：00～17：00	7

2. 国民健康保険用プリンタ

項	項 目	仕 様	数量
1	印刷方式	半導体レーザーによる乾式電子写真方式	6
2	印刷速度	片面 A 4 モノクロ印刷で40枚/分以上であること。 両面 A 4 モノクロ印刷で28枚/分以上であること。	
3	解像度	1200dpi×1200dpi、600dpi×600dpi、300dpi×300dpi	
4	用紙サイズ	ハガキから A 3 に対応できること。	
5	給紙容量	100枚程度を給紙可能な給紙トレイに加えて、 550枚程度を給紙可能な給紙カセットを 1 基備えること。	
6	排紙方法	フェイスダウン	
7	インターフェース	有線 LAN インターフェース (1000BASE-T/100 BASE-TX/10 BASE-Tに対応)	
8	その他	両面印刷に対応していること。 内蔵メモリを512MB以上備えること。 電源としてAC100V（2ピンプラグ）を使用すること。 Windows11に対応したドライバを添付すること。 （インターネット上のサイトからのダウンロード等でも可とする）	
9	拡張給紙容量	550枚程度を給紙可能な給紙カセットを備えること。 （対応用紙サイズは上記「用紙サイズ」参照）	
10	保守パック	機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守契約を基本とするが、保守業務を技術作業担当の事業者に委託することも可とする。 【保守条件】5年間（賃貸借期間と同様とする）の出張修理（翌営業日以降訪問修理）による保守とする。 【修理受付】月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3は除く） 9：00～17：00	

3. 国民健康保険端末用ソフトウェア

- 1) ソフトウェアは、日本語対応版が存在するものは、全て日本語対応版とする。
- 2) ソフトウェアは、ライセンス契約を基本とすること。（なお、賃貸借期間中はライセンスが途切れないこと）
- 3) ソフトウェアは、官公庁向けの契約があれば、官公庁向けを優先すること。
- 4) ライセンス証書のあるソフトウェアは、名義を市川市として納品し、ライセンス証書を1部提出すること。

項	品 名	型 番	数量
1	【SiCSP】 Windows Server 2025 - 1 Device CAL	DG7GMGF0PW HT0005	9
2	【SiCSP】 Office LTSC Standard 2024	DG7GMGF0PN 5D0001	9
3	I C 2 1 基盤 共通制御 2 0 2 3 V 2 . 4 日本語強化 クライアント (1 ライセンス付)	A287C2XJ	1
4	I C 2 1 基盤 共通制御 2 0 2 3 V 2 . 4 日本語強化 クライアント 1 C L	A28792XK	3
5	I C 2 1 基盤 共通制御 2 0 2 3 V 2 . 4 日本語強化 クライアント 5 C L	A28792XL	1
6	I N S T A N T C O P Y E n t e r p r i s e V 6 メディアパック	A287C4TM	1
7	I N S T A N T C O P Y E n t e r p r i s e V 6 管理者端末	A28794TN	1
8	I N S T A N T C O P Y E n t e r p r i s e V 6 利用者端末 1 台	A28794TQ	3
9	I N S T A N T C O P Y E n t e r p r i s e V 6 利用者端末 5 台	A28794TR	1
10	eX WP License CD1	SEWP020001 0-00	10
11	eX WP 年間 Verup サービス 年額 CD1	SEWP031001 0-00	50

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
 - （1） 単位数当たり契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
 - （2） 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等について名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 貸貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は貸貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（貸貸人の事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る貸貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は貸貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 貸貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 貸貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、貸貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 貸借人が本件業務を履行させるために貸貸人へ提供した情報（個人情報を含む）又は貸貸人が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報であり、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 貸貸人は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 貸貸人は、本件業務の履行に当たり貸借人に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、貸借人の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、貸借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず貸借人の承諾を得るものとする。

2 貸貸人は、前項の規定により貸借人の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託

先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について賃借人に報告しなければならない。

- 3 賃貸人は、賃借人が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 賃貸人は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 賃貸人は、本件業務に関する情報を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 賃貸人は、本件業務に関する情報について、賃借人の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 賃貸人は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、賃貸人が開発し、又は開発させ賃借人に納入している情報システムの改修が必要となるときは、賃借人と対応策を協議するものとする。
- (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、賃借人と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 賃貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、賃貸人は、直ちに、賃借人に報告するとともに、賃借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を賃借人に報告しなければならない。

3 賃借人は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 賃貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について賃借人と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 賃貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 賃貸人は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって賃借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、賃貸人に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、賃貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 賃貸人は、賃借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 賃貸人は、賃貸人又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって賃借人又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。